

FM方式によるAMラジオ放送の  
補完中継局申請マニュアル

令和5年4月  
総務省情報流通行政局

# 目 次

(頁数)

1	補完中継局の申請手続き等 . . . . .	1
2	申請書及び添付書類の作成要領 . . . . .	5
3	開設を必要とする理由に関する資料の作成要領 . . .	17
4	参照条文 . . . . .	37
5	参考資料 . . . . .	58
6	問い合わせ先一覧 . . . . .	63

# 1 補完中継局の申請手続き等

## ＜ 1 補完中継局の申請手続き等 ＞

本冊子「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局申請マニュアル」は、平成26年4月に制度化されたFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の免許および再免許の申請手続について解説するものです。

### 1 FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の導入経緯

総務省では、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、平成25年7月17日「中間取りまとめ」を公表、AMラジオ放送の災害対策や難聴対策を図るためのFM波（V-Low帯域等）の活用等を内容とする提言を受けました。この提言を踏まえ、AMラジオ放送の補完中継局の本格的な導入に向け、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」を平成26年1月31日に策定・公表しました。

その後、V-Low帯域等を活用した災害対策及び難聴対策（都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策）のためAMラジオ放送を補完するFM中継局の導入について制度整備※を行ったものです。

※ 基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）及び電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の改正等

### 2 FM方式による中波放送の補完中継局の概要

#### （1）「親局の主たる補完中継局」

基幹放送用周波数使用計画の第4の3の表に定める周波数を使用する補完中継局の要件は以下のとおりです。

- ・ 開設目的…災害対策、都市型難聴対策、外国波混信対策
- ・ 使用可能な周波数…90.1～94.9MHz

※ 放送対象地域ごとに民放AMラジオ放送の補完中継局の周波数を確保する。

※ ただし、平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数を削除する。

- ・ 空中線電力については、所要の電界強度を確保するための必要最小の値とするとともに、当該補完中継局が設置される都道府県において県域FM放送を行う基幹放送事業者の親局の空中線電力の値を上限とする。

#### （2）「その他の補完中継局」

上記（1）以外の補完中継局の要件は以下のとおりです。

- ・ 開設目的…災害対策、都市型難聴対策、外国波混信対策、  
地理的・地形的難聴対策
- ・ 使用可能な周波数…76.1～94.9MHz

※ 災害対策を開設目的とするものは、90.1～94.9MHzが使用できず、真に必要な場合は76.1～90.0MHzの使用を可能とする。

※ 都市型難聴対策を開設目的とするものは、90.1～94.9MHzのみ使用可能。

- ・ 空中線電力については、原則100W以下とし、所要の電界強度を確保するための必要最小の値とする。

### 3 申請手続きの概要

#### (1) 「親局の主たる補完中継局」

申請先は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下、「総合通信局等」という。）としますが、従来の「親局」と同じ対応とすることから、総務省情報流通行政局において審査（周波数の割当ての判断）を行います。

なお、「民放ラジオ難聴解消支援事業」又は「放送ネットワーク整備支援事業」の補助金を利用する場合、交付決定前に支払った免許申請手数料は補助対象になりません。

#### (2) 「その他の補完中継局」

申請先は総合通信局等とし、空中線電力が 100W以下のものは総合通信局等において審査（周波数の割当ての判断）を行います。

新規申請については、AM事業者に対して「その他の補完中継局」に関する開局のニーズ調査を行います。

なお「民放ラジオ難聴解消支援事業」又は「放送ネットワーク整備支援事業」の補助金を利用する場合、交付決定前に支払った免許申請手数料は補助対象になりません。

### 4 申請書及び添付書類の提出部数等

#### (1) 申請書及び添付書類の提出部数（免許・再免許で同じ。）

	申請書	無線局事項書		事業計画等	工事設計書	
		正本	写し		正本	写し
親局の主たる補完中継局	1	1	2	2	1	2
その他の補完中継局	1	1	1	1	1	1

【様式】申請書：無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号。

以下「免許規則」という。）別表第一号

無線局事項書：免許規則別表第二号第 1

工事設計書：免許規則別表第二号の二第 1

#### (2) 添付が必要な無線局事項書別紙（親局の主たる補完中継局・その他の補完中継局で同じ）

	4 「開設を必要とする理由」（災害対策又は難聴対策に関する資料）	17 無線設備の工事費	19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	22 事業計画等		
				(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	(16) 将来の事業予定	(17) 事業収支見積り
免許の場合	○	○	○	○	○ (注 2・3)	○
再免許の場合	—	—	○ (注 1)	—	○ (注 2・3)	○ (注 4)

- (注1) 過去に提出がなされており、かつ、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許を受けているものと同一である」旨を記載し、当該事項に関する記載を省略することができます。
- (注2) 「親局の主たる補完中継局」と「その他の補完中継局」の申請について、記載内容の全部が同じである場合には、「親局の主たる補完中継局」についてのみ全部記載して、「その他の補完中継局」については「〇〇に同じ」（〇〇は親局の主たる補完中継局の名称）のように記載してください。
- (注3) 新たに開設する予定の中継局について記載してください。（再免許の申請においては、免許申請において記載した局で未開局のものも含めて記載してください。）新たに開設する予定の中継局がない場合は、「新規開設予定なし」と記載してください。
- (注4) ラジオ・テレビ兼営社については、「〇〇DTVに同じ」のように記載してください。ラジオ単営社については、「〇〇Rに同じ」のように記載してください。

## 2 申請書及び添付書類の作成要領

## ＜ 2 申請書及び添付書類の作成要領＞

### 1 「無線局事項書」

8・9頁の「無線局事項書」の様式のとおり、別紙を添付する項目について、「別紙に記載のとおり」と記載してください。

なお、無線局事項書中「4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由」には、補完中継局の開設、継続開設を希望する理由について、簡単に記載してください。

### 2 「開設を必要とする理由」（災害対策又は難聴対策に関する資料）

本資料の作成に当たっては、14～33頁の「3 開設を必要とする理由に関する資料の作成要領」に従って記載してください。ただし、再免許申請の場合は、作成の必要はありません。

### 3 「無線設備の工事費」

以下の様式及び7頁の5「事業計画等」ア～オの記載要領により記載してください。ただし、再免許の申請の場合は、作成の必要はありません。

区 分	金 額	備 考
〇〇局（補完中継局の局名）	送信設備	千円
	受信設備	千円
	土地・建物	千円
	その他	千円
	計	千円

### 4 「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」等

「19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲」及び「21 基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第5版）（令和2年8月）」を参考にして記載してください。

なお、各事項ともに、申請者の親局の主たる補完中継局の申請において同申請者所属のその他の補完中継局の記載内容の全部が含まれる場合、その他の補完中継局の申請においては、本項に係る事項の記載を「〇〇の同図を参照」（〇〇は親局の主たる補完中継局の名称）のように記載することができます。



また、再免許の申請の場合において、本項に係る事項について過去に提出がなされており、かつ、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許を受けているものと同様である」旨を記載し、当該事項に関する記載を省略することができます。

## 5 「事業計画等」(将来の事業予定、事業収支見積り)

10 頁の「別紙 16 将来の事業予定」の様式、11～13 頁の「別紙 17 事業収支見積り」の様式及び以下の記載要領により記載してください。

ア 各資料の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番としてください。

イ 各資料に記載する比率は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までとしてください。

ウ 各資料の上部中央に「項目の主名称」を記載してください。

記載例：—(17) 事業収支見積り—

エ 各資料の上部左上に「項目の副名称」を記載してください。

記載例：—イ 見積りの根拠—

オ 各資料の下部に「提出年」、「申請者名」、「FM 補完局」及び「別紙番号」を記載してください。

※資料が複数ページになる場合には「別紙番号」に枝番を付してください。(例えば、「別紙(17)イ-1」、「別紙(17)イ-2」としてください。)

記載例：

令和〇年	(株)〇〇放送	FM 補完局	別紙(17)イ-1
------	---------	--------	-----------

「親局の主たる補完中継局」と「その他の補完中継局」の申請について、記載内容の全部が同じである場合には、「親局の主たる補完中継局」についてのみ全部記載して、「その他の補完中継局」については「〇〇に同じ」(〇〇は親局の主たる補完中継局の名称)のように記載してください。

「別紙 17 事業収支見積り」については、次の事項にすべて該当する場合に提出が必要になります。

① 補完中継局の整備費用の総額が申請者の直近の会計年度の会社全体の売上高の 10%を超えていること

② 補完中継局の整備計画のうち 1 局目の申請であること

(「その他の補完中継局」の場合であっても 1 局目であれば該当します)

再免許の申請の場合は、ラジオ・テレビ兼営社については、「〇〇DTV に同じ」のように記載してください。ラジオ単営社については、「〇〇R に同じ」のように記載してください。

免許申請書、無線局事項書及び工事設計書のうち上記以外の事項の作成に当たっては、「地上基幹放送局再免許等申請マニュアル」の内容をご覧ください。  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/housou\\_suishin/122831.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/122831.html)

【記載例】

1 枚目

無線局事項書	
1 免許の番号	再免許申請の場合は、再免許に係る基幹放送局の免許番号を記載
2 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許 ※申請内容に応じて「ℓ」を付す
3 無線局の種別コード	BC
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	例：現在、○○局(中波放送)の放送区域において、○○型難聴が発生している地域があることから、当該地域の難聴を解消するため、FM方式による中継局を開設するもの。 なお、開設の必要性に関する資料は別紙のとおり。
5 住所	都道府県—市区町村コード (○○○○○○) 〒 (○○○ — ○○○○) 東京都千代田区霞が関※丁目※番※号
6 法人又は団体及び代表者氏名	電話番号 (○○○) 2345 — 6789 フリガナ カブシキガイシャ○○テレビ ソウムタロウ 株式会社○○テレビ 代表取締役社長 総務太郎
7 希望する運用許容時間	希望する場合に記載 ただし24時間放送の場合は記載不要
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定：_____. _____. _____. <input checked="" type="checkbox"/> 予備免許の日から ○○ 月 〇 日 目 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 日 目 日 ※再免許申請の場合は記載不要
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input checked="" type="checkbox"/> 日付指定： R〇 . 〇 . 〇 . <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月 以内の日 ※再免許申請の場合は記載不要
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード BBC
	基幹放送の種類コード BFM
11 放送事項	コード 目的別種類
	1 報道(一般ニュース、ニュース解説、海外ニュース、スポーツニュース、天気予報等)
	2 教育(英語教室、幼児教育、料理講座等生活一般)
	3 教養(政治解説、政治討論会、ノンフィクション、クイズ等)
	4 娯楽(音楽、スポーツ中継、ドラマ、バラエティショー、演芸等)
	6 その他(通販番組、商業案内、スポット・アナウンス等)
12 識別信号	○○○ 希望する呼出名称があれば記載。 再免許の場合は現に指定されている呼出符号及び呼出名称を上欄から順に記載。
13 基幹放送局の名称	○○○
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	○○○ (アルファベット3文字) ○○MH z から○○MH z まで ○W 最大実効輻射電力 ○W 特に希望する周波数 ○○○MH z 方向別実効輻射電力 工事設計書添付の送信空中線の水平指向図又は空中線指向情報による。

[05] 広告 は記載不要。

2 枚目

15	無線局の区別		〇〇〇	
16	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード	住所
	1	T	〇〇〇〇	東京都墨田区押上※丁目※番※号
	2	S	〇〇〇〇	東京都千代田区霞が関※丁目※番※号
	「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件」(平成16年11月9日 総務省告示第859号)により、該当するコードを記載			
17	無線設備の工事費		別紙に記載のとおり ※再免許申請の場合は記載不要	
18	認定を受けようとする者の氏名又は名称		法人又は団体 フリガナ	特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合に記載
			代表者氏名 フリガナ	
19	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要		別紙に記載のとおり ※再免許申請の場合には、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許をうけているものと同一である」旨を記載し、当該事項に関する記載を省略するとともに、添付を省略可能	
20	放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲		特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合に記載	
21	基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力		別紙に記載のとおり ※再免許申請の場合には、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許をうけているものと同一である」旨を記載し、当該事項に関する記載を省略するとともに、添付を省略可能	
22	事業計画等		(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input checked="" type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
23	備考		無線従事者の常駐場所 株式会社〇〇本社 (演奏所)	

申請書の(2)の再免許を付する。





5 枚目

<p>30 無線局の区別</p>	<p>「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載</p>
<p>31 通信事項コード</p> <p>「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件」(平成16年11月9日 総務省告示第860</p>	<p>基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信をする無線局の場合に記載</p>
<p>32 通信の相手方</p> <p>個々に記載することが困難な場合は、「〇〇所属の受信設備」のように記載</p>	<p>基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信をする無線局の場合に記載</p>
<p>33 特定役員の氏名又は名称</p>	<p>〇〇DTVに同じ。</p>
<p>34 外国人等直接保有議決権割合</p>	<p>〇〇DTVに同じ。</p>
<p>35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合</p>	<p>〇〇DTVに同じ。</p>

別紙(16) 将来の事業予定(補完中継局の整備計画)

(放送事業者名: )

①開設目的				②放送局名	③FM補完中継局の区分	④被補完局名	⑤想定される空中線電力、空中線利得、 海拔高、カバーエリア半径				⑥設置場所	⑦他事業者との 共用関係	⑧放送対象エリ ア	⑨対象世帯 数	⑩予備免許日、工事開始時期、工事完 了時期、本免許日				⑪整備費、土地取得 費		⑫補助金希望 又は交付 決定	⑬補足
都市 型	外国 波	地理 的	災害対策				空中線電 力(kW)	空中線利 得 (dB)	海拔高(m)	カバーエ リア半径 (km)					予備免許 日	工事開始 時期	工事完了 時期	本免許日	整備費 (百万 円)	土地取得 費(百万 円)		

①の「開設目的」欄には、難聴対策又は災害対策のうち該当する目的を全て選択してください。なお、災害対策については、以下の該当する項目を併せて選択してください。

- (1)AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であつて、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域
- ①都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域
  - ②河川敷内又は水防法に基づき指定された外水氾濫区域(浸水想定区域)内にあり、洪水による被害が想定されている地域
  - ③放送設備が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域
  - ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域
  - ⑤都道府県等が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域
  - ⑥上記のほか、法令又は条例等に基づき、都道府県又は市町村が特定した自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域  
(当該都道府県又は市町村とAMラジオ放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内のAMラジオ放送局に係る災害対策FM補完中継局の必要性が盛り込まれている場合に限る。)
- (2)放送対象地域の沿岸の大部分において高い津波等が予想される地域

②の「放送局名」欄には、想定される放送局名を記載してください。

③の「FM補完中継局の区分」欄には、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」Ⅱ-2に規定する「親局の主たるFM補完局」「その他のFM補完局」のうち該当するものを選択してください。

④の「被補完局名」欄には、補完の対象となる親局又は中継局の放送局名を記載してください。

⑤の「想定される空中線電力、空中線利得、海拔高、カバーエリア半径」欄には、当該放送局の空中線電力、空中線利得、海拔高(送信アンテナ高)、補完するエリアの半径を記載してください。

⑥の「設置場所」欄には、想定される設置場所をなるべく具体的に記載してください。(記載例:〇〇市の〇〇山頂、〇〇市の〇〇タワー)

⑦の「他事業者との共用関係」欄には、設置場所とする鉄塔などで共建、共用することが想定されている他の放送事業者がいる場合は記載してください。

⑧の「放送対象エリア」欄には、当該放送局でカバーされる地域をなるべく具体的に記載してください。

⑨の「対象世帯数」欄には、当該放送局でカバーされる世帯数を記載してください。

⑩の「予備免許日、工事開始時期、工事完了時期、本免許日」欄には、既に予備免許を受けている場合は予備免許の日を、既に本免許を受けている場合は本免許の日を記載してください。

また、当該放送局の想定される工事開始時期及び工事完了時期を記載してください。時期未定であっても、「5年以内」とするなど、なるべく具体的に記載してください。

⑪の「整備費、土地取得費」欄には、想定される整備費及び土地取得費の金額を記載してください。

⑫の「補助金希望又は交付決定」欄には、「民放ラジオ難聴解消支援事業」又は「放送ネットワーク整備支援事業」のいずれかを希望する場合又は交付決定を受けている場合に選択してください。

⑬の「補足」欄には、補足事項があれば記載してください。

(注) 新たに開設する予定の中継局について記載してください。(再免許の申請においては、免許申請において記載した局で未開局のものも含めて記載してください。)新たに開設する予定の中継局がない場合は、「新規開設予定なし」と記載してください。

別紙(17) 事業収支見積り

ア (ア) 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
放送受託費										
(放送局設備供給役務料)										
その他										
2 売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益										
(1-2)										
4 販売費及び一										
般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益										
(3-4)										
6 営業外収益										



7 営業外費用										
8 経常利益 (5+6-7)										
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略してください。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載してください。

(注3) 兼営者の場合であって、放送の種類ごとに区分できるものについては項目ごとに区分して記載してください。

(注4) 第1年目は申請年度としてください。ただし、前年度の決算が再免許等申請期間以降となる場合には、申請の前年度を第1年目としてください。(例：令和5年9月決算の申請者については、令和4年10月1日から令和5年9月30日までが第1年目となります。)

(注5) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載してください。

(注6) 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載してください。

(注7) 次の書類を添付してください。

ア 放送料表

イ 最近の決算期における計算書類（電波法施行規則第43条の2第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができます。）

ウ 売上高の将来見積りの算出の根拠についての概要（伸び率等の係数を用いる上でどのような市況動向予測調査、レポート等に基づき算出されたか等を説明するもの）

エ その他参考となる資料

(注8) 最終年度の売上高が初年度の売上高を下回る場合は、費用削減方策について、別紙(17)ア(イ)の様式に記載してください。

(注9) 追加的にキャッシュフロー等の財務資料の提出や個別ヒアリング等を要請することがあります。

イ 見積りの根拠

(ア) 収益 (略) ← 提出は不要です。

(イ) 費用

第○年目

科 目	金 額	根 拠
	千円	

(注1) 11・12頁 ア(見積表)の2及び4の項の費用の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載してください。ただし、売上原価及び販管費のその他及び営業外費用の科目については適宜の様式により記載してください。なお、第1年目については、開始時期が分かるように、表の上に「第1年目(令和○○年○○月から)」のように表記してください。

(注2) 根拠の欄は、単価、数量、員数、月数等をできる限り詳細に記載してください。

(注3) 「補完中継局に係る費用負担」が明確にわかるよう、項目ごとに「補完中継局に係る費用」を区分して記載してください。

### 3 開設を必要とする理由に関する 資料の作成要領

### ＜3 開設を必要とする理由に関する資料の作成要領＞

無線局事項書の「4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由」の別紙資料の作成に当たっては、以下の方法により作成すること。

#### I. 難聴地域の調査等について

##### 1. 都市型難聴

###### 【都市型難聴地域の特定】

(1) 中波放送の親局の放送区域<sup>※1</sup>（その他の補完中継局の場合は、中波放送の中継局等の放送区域）において、ビル等の建築物による遮へいや建築物の鉄筋コンクリート壁等により、屋内外で中波放送の法定電界強度<sup>※2</sup>を継続して満たしていない地点（以下「電界強度不足地点」という。）の分布を調査する。具体的には、中波放送の親局の放送区域等において、原則として、1 km四方のメッシュ単位<sup>※3</sup>に測定することとし、屋外で電界強度不足地点を探索する。（自動車に積んだ測定機により走行しながら1 kmメッシュ単位に50ポイント程度を自動測定する方法を推奨）

なお、広域圏の中波放送のように、都市型難聴地域が広範なことが想定される場合は、その広がり合理的に推定できる範囲で、適当な間隔をあけたメッシュ単位に測定する。また、補完中継局の開設目的が複数の目的に該当し、災害対策が主たる目的、都市型難聴対策が従たる目的である場合であって、難聴の発生している地域等に関する資料の提出を追加で行う際は、調査の効率化を図るために、適当な間隔をあけたメッシュ単位に測定する。

（測定例を「参考2」に示す。）

また、公共施設や災害時に避難所として利用が予想される建築物等<sup>※4</sup>において、災害時等に避難住民等が集中するエントランス付近の屋内等で電界強度測定を行い、電界強度不足地点を探索する。ただし、電界強度測定を行うことが困難な場合は、主観評価法<sup>※5</sup>に基づき評価<sup>※6</sup>を行い、その評価結果が継続して2以下となる地点<sup>※7</sup>を探索する。

（評価基準を「参考3」に示す。）

※1 中波放送事業者の放送対象地域が関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏である場合は、それぞれ東京都、愛知県、大阪府、その他の複数の府県である場合（滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県）は、中波放送の親局の放送区域又は当該補完中継局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域

※2 平成23年総務省告示第284号（中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件）に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度

※3 受信障害対策中継局の場合は250m四方のメッシュ単位

※4 屋内は、例えば、市役所、消防署等の公共施設、災害時に避難所として利用が予想される学校・公民館、民間の建築物等のエントランス付近、電車等の公共交通機関の内部

※5 平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法）に規定する主観評価

- ※6 主観評価法は、2名以上により2回以上の主観評価を行い、受信状況を判定
- ※7 当該地点で地域の超短波放送の主観評価結果は3以上であることの確認が必要

- (2) 電気雑音の影響等<sup>※8</sup>により、屋外で中波放送の受信が継続して困難な地点（以下「雑音障害発生地点」という。）の分布を調査する。  
具体的には、電気雑音等により中波放送の聴取が困難と想定される地点において、屋外で主観評価法<sup>※9</sup>に基づき評価<sup>※10</sup>を行い、その評価結果が継続して2以下となる雑音障害発生地点<sup>※11</sup>を探索する。

- ※8 電子機器類、電車等の公共交通機関、工場等からの電気雑音、他の放送対象地域の国内放送による雑音
- ※9 平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法）に規定する主観評価
- ※10 主観評価法は、2名以上により2回以上の主観評価を行い、受信状況を判定
- ※11 当該地点で地域の超短波放送の主観評価結果は3以上であることの確認が必要

- (3) 当該放送区域等において電界強度不足地点又は雑音障害発生地点が分布している地域を都市型難聴地域とすることとし、(1)及び(2)により電界強度不足地点又は雑音障害発生地点が存在したメッシュのうち一定程度の連続性のあるものを包含した地域を都市型難聴地域と特定する。  
(難聴地域の特定例を「参考4」に示す。)  
なお、都市型難聴地域が存在しない場合は、都市型難聴対策に係る補完中継局は開設できない。

## 2. 外国波混信対策

### 【外国波混信地域の特定】

- (1) 中波放送の親局の放送区域<sup>※1</sup>（その他の補完中継局の場合は、中波放送の中継局等の放送区域）において、中波放送への外国からの電波の混信により、当該中波放送の受信が継続して困難となる地点（以下「外国波混信発生地点」という。）の分布を調査する。  
(測定例を「参考2」に示す。)  
具体的には、中波放送の親局の放送区域等において、原則として、1km四方のメッシュ単位<sup>※2</sup>に屋外で主観評価法<sup>※3</sup>に基づき評価<sup>※4</sup>を行い、その評価結果が継続して2以下となる外国波混信発生地点<sup>※5</sup>を探索する。  
(評価基準を「参考3」に示す。)

- ※1 中波放送事業者の放送対象地域が関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏である場合は、それぞれ東京都、愛知県、大阪府、その他の複数の府県である場合（滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県）は、中波放送の親局の放送区域又は当該補完中継局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域
- ※2 受信障害対策中継局の場合は250m四方のメッシュ単位
- ※3 平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法）に規定する主観評価
- ※4 主観評価法は、2名以上により2回以上の主観評価を行い、受信状況を判定

※5 当該地点で地域の超短波放送の主観評価結果は3以上であることの確認が必要

- (2) 当該放送区域等において、外国波混信発生地点が分布している地域を外国波混信地域とすることとし、(1)により外国波混信発生地点が存在したメッシュのうち一定程度の連続性のあるものを包含した地域を外国波混信地域と特定する。  
(難聴地域の特定例を「参考4」に示す。)

なお、外国波混信地域が存在しない場合は、外国波混信対策に係る補完中継局は開設できない。

### 3. 地理的・地形的難聴対策

#### 【地形的難聴地域の特定】

- (1) 中波放送の中継局等の放送区域において、地形的な遮へいにより中波放送の法定電界強度<sup>※1</sup>を満たしていない電界強度不足地点の分布を調査する。

具体的には、中波放送の中継局の放送区域について、農村部で小規模な集落が点在しているような場合は集落単位に、又は都市部は原則として1km四方のメッシュ単位<sup>※2</sup>に、屋外で電界強度不足地点を探索する。

(測定例を「参考2」に示す。)

また、公共施設や災害時に避難所として利用が予想される建築物等<sup>※3</sup>において、災害時等に住民等が集中するエントランス付近の屋内等で電界強度測定を行い、電界強度不足地点を探索する。ただし、電界強度測定を行うことが困難な場合は、主観評価法<sup>※4</sup>に基づき評価<sup>※5</sup>を行い、その評価結果が2以下となる地点<sup>※6</sup>を探索する。

(評価基準を「参考3」に示す。)

※1 平成23年総務省告示第284号(中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件)に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度

※2 受信障害対策中継局の場合は250m四方のメッシュ単位

※3 屋内は、例えば、市役所、消防署等の公共施設、災害時に避難所として利用が予想される学校・公民館、民間の建築物等のエントランス付近、電車等の公共交通機関の内部

※4 平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法)に規定する主観評価

※5 主観評価法は、2名以上により2回以上の主観評価を行い、受信状況を判定

※6 当該地点で地域の超短波放送の主観評価結果は3以上であることの確認が必要

- (2) 当該放送区域で、電界強度不足地点が分布している地域を地形的難聴地域とすることとし、(1)により電界強度不足地点が存在したメッシュのうち一定程度の連続性のあるものを包含した地域あるいは適当な数の電界強度不足地点が存在した集落を地形的難聴地域と特定する。

(難聴地域の特定例を「参考4」に示す。)

なお、地形的難聴地域が存在しない場合は、地形的難聴対策に係る補完中継局は開設できない。

#### 【地理的難聴地域の特定】

- (1) 中波放送の中継局等の放送区域において、地形的な遮へいに起因する難聴ではなく、例えば、同期放送を行っている中波放送事業者において中継局間の放送

区域の境界等における電波の混信（ビート混信）等により、当該ラジオ放送の受信が継続して困難となる地点（以下「地理的難聴発生地点」という。）の分布を調査する。

（測定例を「参考2」に示す。）

具体的には、中波放送の中継局等の放送区域について、農村部で小規模な集落が点在しているような場合は集落単位に、又は都市部は原則として1km四方のメッシュ単位<sup>\*1</sup>に、屋外で主観評価法<sup>\*2</sup>に基づき評価<sup>\*3</sup>を行い、その評価結果が継続して2以下となる地理的難聴発生地点<sup>\*4</sup>を探索する。

（評価基準を「参考3」に示す。）

- ※1 受信障害対策中継局の場合は250m四方のメッシュ単位
- ※2 平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法）に規定する主観評価
- ※3 主観評価法は、2名以上により2回以上の主観評価を行い、受信状況を判定
- ※4 当該地点で県域の超短波放送の主観評価結果は3以上であることの確認が必要

- (2) 当該区域内で、地理的難聴地点が分布している地域を地理的難聴地域とすることとし、(1)により地理的難聴発生地点が存在したメッシュのうち一定程度の連続性のあるものを包含した地域あるいは適当な数の地理的難聴発生地点が存在した集落を地理的難聴地域と特定する。

（難聴地域の特定例を「参考4」に示す。）

なお、地理的難聴地域が存在しない場合は、地理的難聴対策に係る補完中継局は開設できない。

## 4. 災害対策

### 【放送被害懸念地域の特定】

- (1) 災害対策の補完中継局の免許申請に当たっては、中波放送を行う基幹放送局の送信設備及び中継回線設備（以下「送信設備等」という。）の設置場所が、次のア又はイに該当することを示す資料を提出する。

具体的には、送信設備等の設置場所がアの①から⑥までのいずれか一以上の地域に該当していることを示す資料（例えば、①については都道府県等のハザードマップ等による津波の浸水深予測）、及び送信設備等の仕様、設置状況（嵩上げの状況等）をもとに、そのような自然災害等の発生により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いことを具体的に示す資料を提出する。

また、送信設備等の設置場所がイに該当している場合は、そのことを示す資料を提出する。

なお、災害対策の補完中継局については、免許申請者に対し、空中線電力等の審査に関し必要な資料（例えば、平時における空中線電力の必要性も留意するための難聴の発生している地域等に関する資料）の提出を追加で求めることがある。

- ア 中波放送を行う基幹放送局の送信設備等の設置場所が以下のような地域であって、自然災害等により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いと認められる場合

- ① 都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域
- ② 河川敷内又は水防法に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）内にあり、洪水による被害が想定されている地域
- ③ 送信設備等が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内であって、土砂災害による被害が想定されている地域
- ⑤ 都道府県等が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域
- ⑥ 上記のほか、法令又は条例等に基づき、都道府県又は市町村が特定した自然災害により送信設備等が大きな被害を受ける可能性が高い地域（当該都道府県又は市町村と中波放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信設備等に係る災害対策の補完中継局等の必要性が盛り込まれている場合に限る。）

イ 放送対象地域の沿岸の大部分において大規模な津波等の被害が発生する可能性が高い場合は、上記のアに加えて、当該地域内に限り災害対策の補完中継局の免許申請を認めることとする。

- (2) 中波放送を行う基幹放送局の送信設備等が以上のような地域に設置されている場合であって、自然災害等の発生により放送の継続が困難となるおそれのある地域を放送被害懸念地域と特定する。

なお、放送被害懸念地域が存在しない場合は、災害対策に係る補完中継局は開設できない。

## Ⅱ. 補完中継局の空中線電力及び設置場所

### 1. 補完中継局の空中線電力

#### ア 親局の主たる補完中継局

当該補完中継局の送信設備の設置場所の属する都道府県<sup>\*1</sup>を放送対象地域とする超短波放送を行う基幹放送局の親局（以下「**地域の超短波放送を行う親局**」という。）に使用させることのできる空中線電力（当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力）の値を超えてはならない。

この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域<sup>\*2</sup>のうち都市型難聴地域、外国波混信地域又は放送被害懸念地域における超短波放送の法定電界強度<sup>\*3</sup>を確保するために必要最小の値とする。

なお、送信空中線の海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果については、地域の超短波放送を行う親局の近郊に補完中継局を置局する場合は、補完中継局に係る送信の規模は当該放送対象地域における地域の超短波放送を行う親局に係る送信の規模を超えてはならないものとし、地域の超短波放送を行う親局から離れた場所に補完中継局を置局する場合は、難聴地域における法定電界強度を確保できるよう難聴地域方向への送信の規模は調整できるものとする。



## イ その他の補完中継局

原則100W以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち都市型難聴地域、外国波混信地域、地形的難聴地域、地理的難聴地域又は放送被害懸念地域における超短波放送の法定電界強度<sup>※</sup>を確保するために必要最小の値とする。

※1 都道府県（中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府）を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者（日本放送協会（茨城県を除く。）及び放送大学学園を除く。）

※2 中波放送の親局の放送区域（中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二の府県を含む場合（滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県）にあつては中波放送の親局の放送区域又は当該補完中継局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域とする。

※3 平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度、なお、昭和47年の電界強度最終改定時における地方自治体の境界における値とする。

## 2. 補完中継局の設置場所

親局の主たる補完中継局や空中線電力が20Wを超えるその他の補完中継局については、他の無線局への感度抑圧対策又は相互変調による混信対策の観点から、地域の超短波放送を行う親局もしくは中継局の設置場所又はテレビ放送局の親局もしくは中継局の設置場所に置局する。ただし、このような場所への置局が困難であり、別の場所に置局する場合は、混信対策等に十分な配慮を行うこととする。

## Ⅲ. 開設の必要性に関する資料

補完中継局の開設目的が複数の目的に該当する場合は、最も大きな空中線電力が必要となる開設目的（「主たる開設目的」）及び主たる開設目的以外の「従たる開設目的」に関する資料を添付することとする。複数の開設目的に該当する場合は、必要に応じて、別紙1と別紙2の提出資料（総括表）の両方を提出する。

なお、地理的・地形的難聴対策については、主たる補完中継局における主たる開設目的の対象には含まない。

- (1) 災害対策を開設目的とする補完中継局は、免許申請に通常必要な資料に加えて、補完対象となる中波放送を行う基幹放送局の概要、災害による送信設備等の被害想定及びその原因、希望する送信の規模<sup>※1</sup>等について、別紙1の総括表に記載するとともに、以下の添付資料を併せて提出する。

なお、主たる補完中継局であつて、免許申請の空中線電力が地域の超短波放送を行う親局の空中線電力と同等になる場合は、原則として、難聴状況を示す資料（(2)の④⑤⑥⑦）も提出する。

※1 空中線電力、送信の規模については「Ⅱ. 補完中継局の空中線電力及び設置場所」の規定を十分に踏まえて検討すること。

### 【添付資料】

- ① 補完中継局による放送ネットワーク図（その他の補完中継局を開設する場合に限る。）
- ② 希望する補完中継局の放送区域図

- ③ 補完対象の中波放送を行う基幹放送局（親局又は中継局）の放送区域図
  - ④ 補完対象の中波放送を行う基幹放送局（親局又は中継局）の送信所の平面図、立体図及び写真（高さ、大きさが分かる縮尺又は数値を記載）
  - ⑤ 補完対象の中波放送を行う基幹放送局周辺に関する地方公共団体等による自然災害等の発生時における被害想定を示した資料（以下「ハザードマップ等」という）（「AMラジオ放送を補完するFM補完局に関する制度整備の基本的方針」におけるⅢ 3 (1)の①から⑥までに該当する場合）
  - ⑥ 希望する補完中継局周辺に関するハザードマップ等
  - ⑦ ⑤のハザードマップ等で想定されている自然災害等により、送信設備及び中継回線設備（以下「送信設備等」という）に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いことを示す資料
  - ⑧ ハザードマップ等では放送の継続ができなくなる可能性が高いことを示すためには不十分（関係性が不明確）である場合、大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなく可能性が高いことを具体的に示すために外部専門家等が調査分析を行った資料
  - ⑨ ⑦に該当し、送信設備等の建設時又は改修時に既にハザードマップ等が策定・公表されていた場合は、そのような被災リスクがあるにもかかわらず、現在の場所に建設した理由、又は改修時に現在の場所から移転していない理由に関する資料
  - ⑩ 難聴状況を示す資料（主たる補完中継局であって、免許申請の空中線電力が地域の超短波放送を行う親局の空中線電力と同等になる場合）
  - ⑪ 南海トラフ地震等により県内の沿岸の大部分で大規模な津波等の被害が発生する可能性が高い場合はそのことを示す資料（「AMラジオ放送を補完するFM補完局に関する制度整備の基本的方針」におけるⅢ（2）に該当する場合）
- (2) 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を開設目的とする補完中継局は、免許申請に通常必要な資料に加えて、補完対象となる中波放送を行う基幹放送局の概要、難聴の発生原因、希望する送信の規模<sup>※2</sup>等について、別紙2の総括表に記載するとともに、以下の添付資料を併せて提出する。

※2 空中線電力、送信の規模については「Ⅱ. 補完中継局の空中線電力及び設置場所」の規定を十分に踏まえて検討すること。

なお、都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策のうち、複数の開設目的に該当する場合は、別紙2の提出資料（総括表）に主たる開設目的と従たる開設目的を記載した上で、一つにまとめて申請することも可能である。その場合は、それぞれの難聴について発生原因等が明確に分かるよう記載する。

#### 【添付資料】

- ① 補完中継局による放送ネットワーク図（その他の補完中継局を開設する場合に限る。）
- ② 希望する補完中継局の放送区域図
- ③ 補完対象の中波放送を行う基幹放送局（親局又は中継局）の放送区域図
- ④ 補完対象の中波放送を行う基幹放送局の電界強度の測定結果、受信状況調査結果に関する資料の一覧表（両方又は何れか一方）

- ⑤ 補完対象の中波放送を行う基幹放送局の難聴の発生状況（地図）（希望する補完中継局の放送区域図も記載したもの）

＜都市型難聴、外国波混信、地理的難聴の受信状況について＞

- ⑥ 中波放送の難聴地点における受信状況調査の結果を示す資料

＜都市型難聴、地形的難聴の電界強度について＞

- ⑦ 中波放送の難聴地点における電界強度の測定結果を示す資料

#### ア 都市型難聴対策

⑦の作成に当たっては、電界強度の測定については、【参考1】のような測定装置によって実測を行い、【参考2】のような実測データ等を提出する。電界強度の測定が困難な場合であって、主観評価によって受信状況を確認する場合は【参考3】の評価基準に従って実測を行う。⑥、⑦については、中波放送の難聴地点の電界強度の値（屋内外<sup>※3</sup>の別を示すこと）を記録した資料（地図又は表）、及び電気雑音の影響等を受けた際の中波放送の受信状況を主観評価した結果（屋内外<sup>※3</sup>、公共交通機関内、他の中波放送からの雑音の別を示すこと）を記録した資料（地図又は表）とする。ただし、実測データ及び録音情報は免許期間中において中波放送事業者にて保管しておく。

※3 屋内は、例えば、市役所、消防署等の公共施設、災害時に避難所として利用が予想される学校・公民館、民間の建築物等のエントランス付近、電車等の公共交通機関の内部

また、⑤については、【参考4】のように、中波放送の放送区域を1kmメッシュに分割し、測定した電界強度から法定電界強度を下回る難聴地点又は主観評価により評価結果が2以下となった難聴地点をメッシュの中に記載し、そのようなメッシュのうち一定程度の連続性があるものを包含した地域である都市型難聴地域、希望する補完中継局の放送区域を示した地図とする。

なお、都市型難聴地域を示す地図上に描く補完中継局の放送区域は、補完を希望する対象エリアにおいて、等電界となる線を法定電界の高い順に1mV/m間隔で記載し、最後は0.25mV/mの線を記載する。

#### イ 外国波混信対策

⑥については、外国波混信を受けた際の中波放送の受信状況を主観評価した結果を記録した資料（地図又は表）とする。ただし、録音情報は免許期間中において中波放送事業者にて保管しておく。

⑤については、【参考4】において、中波放送の放送区域を1kmメッシュに分割し、外国波混信を受けた際の中波放送の受信状況について、主観評価により評価結果が2以下となった難聴地点をメッシュの中に記載し、そのようなメッシュのうち一定程度の連続性があるものを包含した地域である外国波混信地域、希望する補完中継局の放送区域を示した地図とする。

#### ウ 地形的難聴対策

⑦については、難聴地点の電界強度の値（屋内外<sup>※4</sup>の別を示すこと）を記録した資料（地図又は表）とする。ただし、実測データは免許期間中において中波放送事業者にて保管しておく。

※4 屋内は、例えば、市役所、消防署等の公共施設、災害時に避難所として利用が予想される学校・公民館、民間の建築物等のエントランス付近、電車等の公共交通機関の内部

⑤については、【参考4】において、中波放送の放送区域を集落又は1 kmメッシュに分割し、測定した電界強度から法定電界強度を下回る難聴地点をメッシュの中に記載し、そのようなメッシュのうち一定程度の連続性があるものを包含した地域である地形的難聴地域、希望する補完中継局の放送区域を示した地図とする。

#### エ 地理的難聴対策

⑥については、中波放送を行う基幹放送局間のビート混信等を受けた際の中波放送の受信状況を主観評価した結果を記録した資料（地図又は表）とする。ただし、録音情報は免許期間中において中波放送事業者にて保管しておく。

⑤については、都市部においては、【参考4】において、中波放送の放送区域を集落又は1 kmメッシュに分割し、ビート混信等を受けた際の中波放送の受信状況について、主観評価により評価結果が2以下となった難聴地点をメッシュの中に記載し、そのようなメッシュのうち一定程度の連続性があるものを包含した地域である地理的難聴地域、希望する補完中継局の放送区域を示した地図とする。農村部で小規模な集落が点在しているような場合は、集落単位に記載する。

### IV. 既存局等への妨害排除に関する資料

#### (1) 混信妨害への対応

混信妨害としては、①他の無線局等に対する混信妨害、②有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信障害、③受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害、④超短波放送の受信設備に係る受信障害が考えられる。

#### (2) 混信妨害の発生の可能性がある場合

以下のそれぞれの場合について、調整結果を示す資料を作成し、免許申請時に提出する（様式は適宜）。

##### ① 他の無線局等に対する混信妨害

補完中継局の開設により混信妨害の可能性がある場合は、干渉を与える事業者と干渉を受ける無線局等の免許人との間で混信対策の方策等を決定し、干渉を与える事業者が複数になる場合は、当該事業者間で対策経費の分担等を決定し、これらをまとめた調整の結果を提出するものとする。

##### ② 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信障害、及び受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害

補完中継局の開設により混信妨害がある場合は、干渉を与える事業者は混信対策の方策等を決定し、干渉を与える事業者が複数になる場合は、当該事業者間で対策経費の分担等を決定し、これらをまとめた調整の結果を提出するものとする。

##### ③ 超短波放送の受信設備に係る受信障害

補完中継局の開設により混信妨害がある場合は、干渉を与える事業者と干渉を受ける超短波放送を行う地上基幹放送事業者との間で混信対策の方策等を決定し、干渉を与える事業者が複数になる場合は、当該事業者間で対策経費の分担等を決定し、これらをまとめた調整の結果を提出するものとする。

#### (3) 混信妨害の発生の可能性がない場合

補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者に補完中継局の諸元を連絡し、混信妨害が発生しないことを確認する。

## 開設の必要性に関する資料

### 1 災害対策の対象地域、難聴地域の特定

(1) 災害対策を開設目的とする補完中継局は、免許申請と共に次の難聴の状況を別紙1の様式とともに、以下の資料を併せて提出するものとする。

なお、この他、補完中継局の空中線電力等の審査に関し必要な資料の提出を求めることがある（親局の主たる補完中継局であって、地域の超短波放送を行う親局の空中線電力と同等になる場合は、難聴地域の状況について資料の提出を求める）。

以下に示す資料を提出すること。

① 公的機関等による自然災害等の発生時における被害想定を示した資料（以下「ハザードマップ等」という）

（「AMラジオ放送を補完するFM補完局に関する制度整備の基本的方針」のⅢ3(1)の①から⑥まで）

② ①の想定による自然災害等により、送信設備及び中継回線設備（以下「送信設備等」という）に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなることを示す資料

③ 中波放送を行う基幹放送局の設置場所がハザードマップ等の対象エリアに含まれていない、最新のハザードマップ等が策定されていない等、ハザードマップ等では②の放送の継続ができなくなる可能性が高いことを示すためには不十分（関係性が不明確）である場合、送信設備等の工事業者等から、破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなることを示す詳細な資料

④ なお、①及び②に該当する場合であって、送信設備等の建設時又は改修時に既にハザードマップ等が策定・公表されていた場合は、そのような災害リスクがあるにもかかわらず、現在の場所に建設した理由、又は改修時に現在の場所を移動していない理由に関する資料

(2) 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を開設目的とする補完中継局は、免許申請と共に次の難聴の状況を示す資料を提出するものとする。

なお、都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策は上述の資料を一つの資料にまとめて申請する事も可能とする。その場合は、原因などが明確に分かるよう記載すること。

ア 都市型難聴対策

① 中波放送の電界強度の状況を別紙2の様式とともに、以下の資料を併せて提出するものとする。なお、電界強度の測定が困難であって、主観評価によって受信状況を確認したものは(2)に従って資料を提出するものとする。

- ② 電気雑音等による中波放送の受信状況を別紙2の様式とともに、以下の資料を併せて提出するものとする。

以下に示す資料を提出すること。

- 1) 中波放送の放送区域を1 kmメッシュに分割し、測定した電界強度から法定電界強度を割る難聴地点又は主観評価により評価結果が2以下となった難聴地点を記入し、その上に難聴地点を連続して包含する難聴区域を示した地図
- 2) 難聴地点の電界強度の値（屋内外の別を示すこと）を記録した資料（地図又は表）
- 3) 電気雑音による受信状況を主観評価した結果（屋内外、公共交通機関内、他の中波放送からの雑音の別を示すこと）を記録した資料（地図又は表）。ただし、録音情報は免許期間中において中波放送事業者にて保管しておくこと。

#### イ 外国波混信対策

外国波による干渉雑音により中波放送の受信状況を別紙3の様式とともに、以下の資料を併せて提出するものとする。

以下に示す資料を提出すること。

- ① 中波放送の放送区域を1 kmメッシュに分割し、外国波混信の状況を主観評価により評価結果が2以下となった難聴地点を記入し、その上に難聴地点を連続して包含する難聴区域を示した地図
- ② 電気雑音による受信状況を主観評価した結果を記録した資料（地図又は表）。ただし、録音情報は免許期間中において中波放送事業者にて保管しておくこと。

#### ウ 地理的・地形的難聴対策

- ① 地形的難聴対策を行う場合は、中波放送の電界強度の状況を別紙2の様式とともに、以下の資料を併せて提出するものとする。

以下に示す資料を提出すること。

- 1) 中波放送の放送区域を1 kmメッシュに分割し、測定した電界強度から法定電界強度を割る難聴地点を記入し、その上に難聴地点を連続して包含する難聴区域を示した地図
  - 2) 難聴地点の電界強度の値（屋内外の別を示すこと）を記録した資料（地図又は表）
- ② 地理的難聴対策を行う場合は、中波放送の受信状況を別紙2の様式とともに、以下の資料を併せて提出するものとする。

以下に示す資料を提出すること。

- 1) 中波放送の放送区域を1 kmメッシュに分割し、受信状況を主観評価により評価結果が2以下となった難聴地点を記入し、その上に難聴地点を連続して包含する難聴区域を示した地図
- 2) 中波放送を行う基幹放送局間のビート混信等による受信状況を主観評価した結果を記録した資料（地図又は表）。ただし、録音情報は免許期間中において中波放送事業者にて保管しておくこと。

## **2 既存局等への妨害排除**

補完中継局の開設により混信妨害がある場合は、適宜の様式で干渉を与える事業者との間で混信対策の基本的方策、混信の発生時の苦情の受付方法や対策などをまとめた調整の結果を提出するものとする。

なお、様式は定めませんので、適宜調整結果を示す資料を作成し、提出するものとする。

## 災害対策を開設目的とする補完中継局の提出資料（総括表）

開設目的 ※ 該当するものにチェックを入れること	災害対策（ <input type="checkbox"/> 主たる開設目的 <input type="checkbox"/> 従たる開設目的）	
放送局名	記載例：〇〇FM補完中継局	
中波放送局の免許番号（呼出名称）	記載例：開放第〇△□号（〇△□ラジオ）	
中波放送局の空中線の位置	記載例：東経〇〇度△△分□□秒 北緯〇度△分□秒 （〇〇県△市□□町×丁目◎◎-●）	
災害による送信設備等の被害想定及びその原因	原因 ※ 該当するものにチェックを入れること	被害の概要
	<input checked="" type="checkbox"/> 津波（高潮を含む） <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 活断層 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> その他（自治体との災害防災協定等に規定） <input type="checkbox"/> 南海トラフ地震等により県内の沿岸の大部分で大規模な津波等の被害	記載例： △市のハザードマップによると、南海トラフ地震の発生時には、親局の設置場所である□□町×丁目付近には浸水深3mの津波が到達すると予想されている。 親局の送信設備については地表面からのかさ上げを行っていないため、3mの津波によりアンテナ給電点が冠水し、送信設備の機能停止に至り放送の継続が困難となる。
希望する送信の規模（主たる補完中継局に限る。）	記載例：〇〇dB （空中線の海拔高：〇m、空中線利得：△dB、空中線電力：□W）	
添付資料一覧 ※ 該当するものにチェックを入れること	<input type="checkbox"/> 補完中継局による放送ネットワーク図（その他の補完中継局を開設する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 希望する補完中継局の放送区域図 <input type="checkbox"/> 補完対象の中波放送を行う基幹放送局の放送区域図 <input type="checkbox"/> 補完対象の中波放送を行う基幹放送局の送信所の平面図、立体図及び写真（高さ、大きさが分かる縮尺又は数値の記載があること） <input type="checkbox"/> 補完対象の中波放送を行う基幹放送局周辺のハザードマップ等（中波放送を行う基幹放送局の送信設備等が災害により被害を受けることが分かる資料） <input type="checkbox"/> 希望する補完中継局周辺のハザードマップ等（補完中継局の送信設備等が災害により被害を受けないことが分かる資料） <input type="checkbox"/> 上記ハザードマップ等において想定されている自然災害等により、送信設備等に破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いことを示す資料 <input type="checkbox"/> 既存局等への妨害排除に関する資料	



	<p>&lt;以下の資料は該当する場合に提出するものとする&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> ハザードマップ等では不十分な場合は、自然災害等により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いことを示すために外部専門家等が調査分析を行った資料</p> <p><input type="checkbox"/> 送信設備等の建設時又は改修時に既にハザードマップ等が策定・公表されていた場合は、そのような被災リスクがあるにもかかわらず、現在の場所に建設した理由、又は改修時に現在の場所から移転していない理由に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 難聴状況を示す補足資料(希望する補完中継局の空中線電力が県域の超短波放送を行う親局の空中線電力と同等となる場合に限る。)</p> <p><input type="checkbox"/> 南海トラフ地震等により県内の沿岸の大部分で大規模な津波等の被害が発生する可能性が高いことを示す資料</p>
--	---

※ 当該提出資料の後ろに「添付資料」を添付する。

**都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を開設目的とする  
補完中継局の提出資料（総括表）**

<b>開設目的</b> ※ 該当するものにチェックを入れること	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策（ <input type="checkbox"/> 主たる開設目的 <input type="checkbox"/> 従たる開設目的） <input type="checkbox"/> 外国波混信対策（ <input type="checkbox"/> 主たる開設目的 <input type="checkbox"/> 従たる開設目的） <input type="checkbox"/> 地形的難聴対策（ <input type="checkbox"/> 主たる開設目的 <input type="checkbox"/> 従たる開設目的） <input type="checkbox"/> 地理的難聴対策（ <input type="checkbox"/> 主たる開設目的 <input type="checkbox"/> 従たる開設目的）												
<b>放送局名</b>	記載例：〇〇FM補完中継局												
<b>中波放送局の免許番号 （呼出名称）</b>	記載例：開放第〇△□号（〇△□ラジオ）												
<b>中波放送局の 空中線の位置</b>	記載例：東経〇〇度△△分□□秒 北緯〇度△分□秒 （〇〇県△市□□町×丁目◎◎-●）												
<b>難聴の発生原因</b> ※ 該当するものにチェックを入れること	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="526 777 758 884"> <input type="checkbox"/> 都市型難聴         </td> <td data-bbox="758 777 997 884"> <input type="checkbox"/> 電界強度不足  <input type="checkbox"/> 電気雑音等の影響         </td> <td data-bbox="997 777 1348 884"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 884 758 929"> <input type="checkbox"/> 外国波混信         </td> <td colspan="2" data-bbox="758 884 1348 929"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 929 758 1030"> <input type="checkbox"/> 地理的難聴         </td> <td data-bbox="758 929 997 1030"> <input type="checkbox"/> 電界強度不足  <input type="checkbox"/> 電気雑音等の影響         </td> <td data-bbox="997 929 1348 1030"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1030 758 1064"> <input type="checkbox"/> 地形的難聴         </td> <td colspan="2" data-bbox="758 1030 1348 1064"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 都市型難聴	<input type="checkbox"/> 電界強度不足 <input type="checkbox"/> 電気雑音等の影響		<input type="checkbox"/> 外国波混信			<input type="checkbox"/> 地理的難聴	<input type="checkbox"/> 電界強度不足 <input type="checkbox"/> 電気雑音等の影響		<input type="checkbox"/> 地形的難聴		
<input type="checkbox"/> 都市型難聴	<input type="checkbox"/> 電界強度不足 <input type="checkbox"/> 電気雑音等の影響												
<input type="checkbox"/> 外国波混信													
<input type="checkbox"/> 地理的難聴	<input type="checkbox"/> 電界強度不足 <input type="checkbox"/> 電気雑音等の影響												
<input type="checkbox"/> 地形的難聴													
<b>中波放送の電界強度の 測定結果</b>	難聴の発生状況は「添付資料」のとおり。												
<b>希望する送信の規模 （主たる補完中継局に限る。）</b>	記載例：〇〇dB 空中線の指向性を示した図を添付 （空中線の海拔高：〇m、空中線利得：△dB、空中線電力：□W）												
<b>添付資料一覧</b> ※ 該当するものにチェックを入れること	<input type="checkbox"/> 補完中継局による放送ネットワーク図（その他の補完中継局を開設する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 希望する補完中継局の放送区域図 <input type="checkbox"/> 補完対象の中波放送を行う基幹放送局の放送区域図 <input type="checkbox"/> 補完対象の中波放送を行う基幹放送局の電界強度の測定結果、受信状況調査結果に関する資料の一覧表（両方又は何れか一方） <input type="checkbox"/> 補完対象の中波放送を行う基幹放送局の難聴の発生状況（地図）（希望する補完中継局の放送区域図も記載したもの） <input type="checkbox"/> 既存局等への妨害排除に関する資料  <都市型難聴、外国波混信、地理的難聴の受信状況について> <input type="checkbox"/> 中波放送の難聴地点における受信状況調査の結果を示す資料 <都市型難聴、地形的難聴の電界強度について> <input type="checkbox"/> 中波放送の難聴地点における電界強度の測定結果を示す資料												

※ 当該提出資料の後ろに「添付資料」を添付する。

## 難聴地点の探索のための測定装置例

### 1. 目的

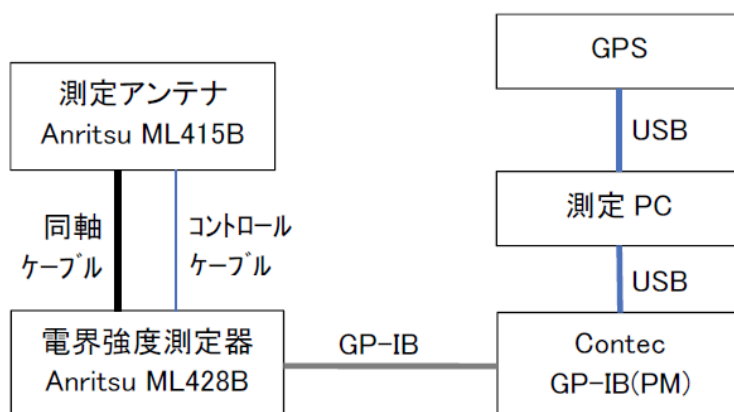
「2. 測定法」に示す測定法により得られたデータが、その放送区域における法定電界強度を満足しているか確認する。

### 2. 測定法

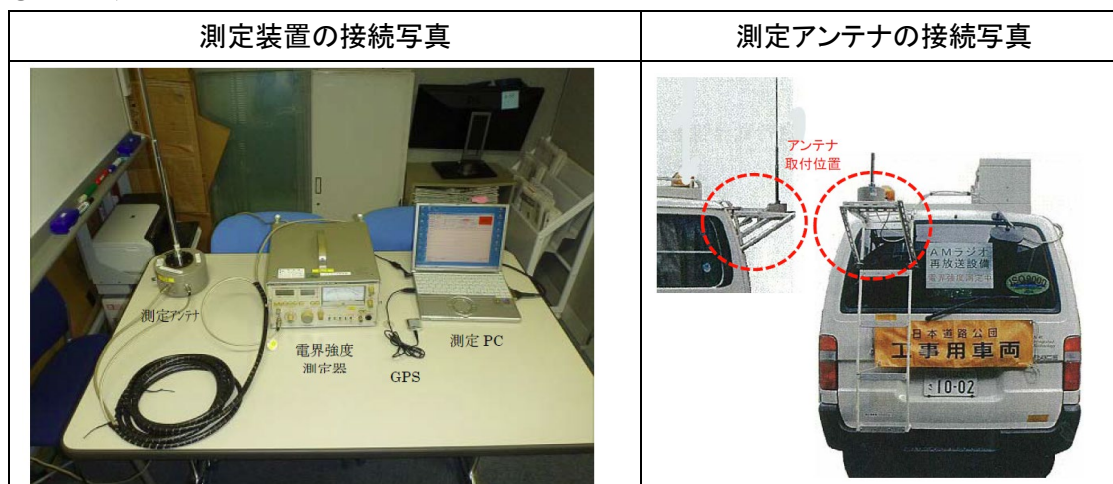
- ① 「3. 測定装置(例)」に示すような測定装置を用いて、中波放送の放送区域内を走行しながら、原則として1 km四方のメッシュ単位で、法定電界を満足しない地域を調査し、「参考資料2」に示すように地図上にプロットしていく。
- ② 地図上にプロットした当該調査データと実聴調査結果により、「別添」の提出フォーマットに調査結果を記載する。
- ③ ②で作成した資料に当該地域の中波放送の放送区域図を重ね、法定電界強度を満足しない地域が放送区域内のものであることが分かるようにする。

### 3. 測定装置(例)

#### ① 測定系統図



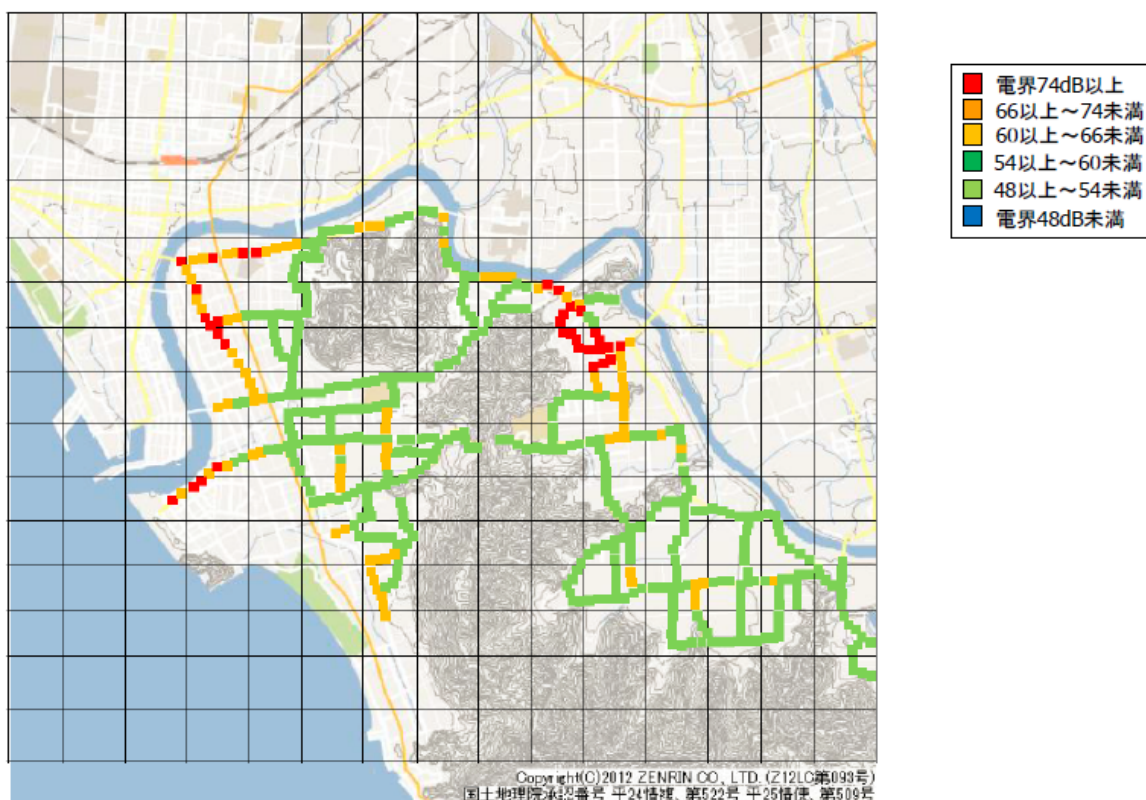
#### ② 測定装置の設置事例



### 中波放送の難聴地点における電界強度の測定結果を示す資料の例

難聴地域の特定のため測定装置等を電測車【参考1】に搭載し、これを用いて1kmメッシュの中を一定の間隔で連続的にAM放送の電波の電界強度を測定し、その測定結果を以下の地図のように電界強度毎に表示する。

なお、電測車を使った調査が行えない場合は、ラジオ受信機によりおおよその難聴地域を探索し、目安をつけた上で、1kmメッシュ内で少なくとも1か所以上電界強度を測定する。



<申請の際に提出いただく電測結果の例>

## 主観評価の評価基準

雑音障害発生地点、外国波混信発生地点、地理的難聴発生地点の調査にあたっては、受信状況の主観評価は以下の要領で実施し、評価結果が継続して2以下となることを確認。

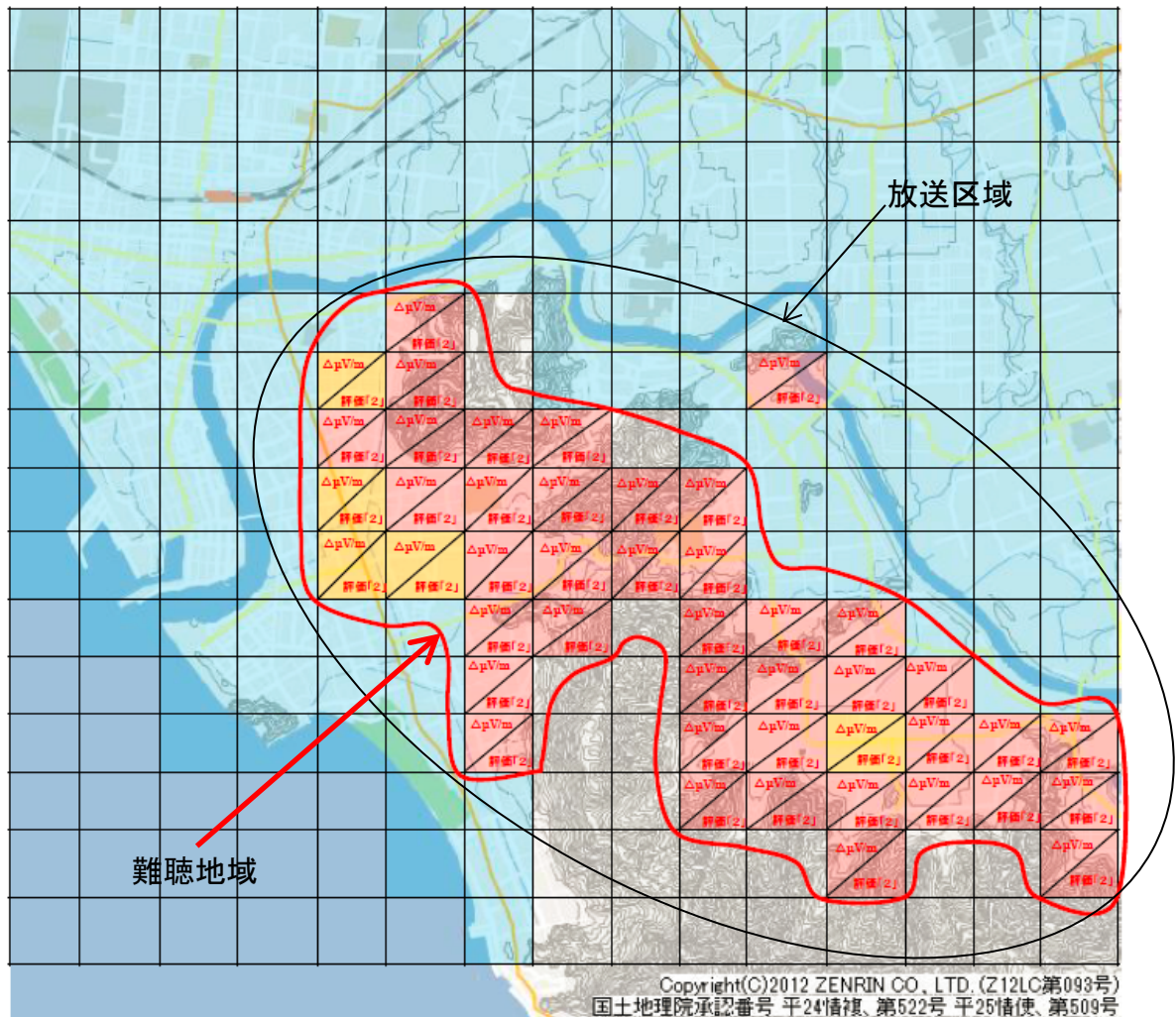
- 中波放送を行う基幹放送局の親局又は中継局の放送区域内において、以下の5段階で評価で行うこと。
- 2名以上により2回以上(各回の間隔は一時間以上開けること。)の主観評価を行い、その評価結果を平均化し、その値を四捨五入した値を採用すること。
- 当該主観評価における評価時間は30秒程度とすること。
- 主観評価を行う際に使用する中波放送の受信機及び超短波放送の受信機は、いずれも録音機能のついたラジカセ等を使用し、その型式も併せて報告すること。
- 同一地点で地域の超短波放送の主観評価も実施し、評価結果が継続して3以上であることを確認すること。
- 当該地点における受信状況については、録音し、免許期間中において中波放送事業者にて保管しておくこと。

評価	評価基準
5	極めて良好に受信可能
4	雑音／混信が小さく良好受信が可能
3	多少の雑音／混信で実用可能
<b>2</b>	<b>受信はできるが、実用にならない</b>
1	受信不能で全く実用にならない

**補完対象の中波放送の難聴発生状況及び補完中継局の放送区域図の例**

電界強度不足地点及び雑音障害発地点が存在したメッシュのうち一定程度の連続性があるものを包含した地域を難聴地域として特定するため、以下の図では赤色又は黄色のメッシュを包含する線を記入し、これを当該中波放送の難聴地域とする。

なお、希望する補完中継局の放送区域は、難聴地域を包含する最小のものとし、同地図中に併せて記載する。



※1メッシュ=1km×1km

電界強度 主観評価	中波放送のみ不良の箇所（欄内に受信電界強度、主観評価結果を記載。）
電界強度 主観評価	建物入口で中波放送のみ不良の箇所 （欄内に受信電界強度、主観評価結果を記載。）
電界強度 主観評価	中波放送、超短波放送ともに良好な箇所（測定義務はない。）

※ 当該提出資料は、開示請求等があった場合に公表される可能性がある。

※ 地図データは公表しても支障のないものを使用すること。

## 4 参照条文

## < 4 参照条文 >

### ○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（超短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例）

第百十八条 第五条第二項、第十二条及び第十五条の規定は、超短波放送（コミュニティ放送を除く。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第五条第二項及び第十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられる親局及びプラン局への送信に係る中継回線設備並びに親局及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

3・4（略）

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条 法第一百三十一条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2・3（略）

4 前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第一百三十二条の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

二 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

5・6（略）



## ○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（公示する期間内に申請することを要しない無線局）

第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本放送協会又は放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の基幹放送局（基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。）であつて、他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの以外のもの
- 二 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（前号に掲げるものを除く。）
- 三 内外放送を行う基幹放送局
- 四 多重放送を行う基幹放送局（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 放送法第八条の規定による臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）を専ら行う基幹放送局
- 六 コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局
- 七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）

八～十 （略）

## ○基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号)

### 第1 総則

1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに基幹放送普及計画の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。

- (1) 「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。
- (2) 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局をいう。
- (3) 「中継局」とは、親局以外の基幹放送局をいう。

2 この計画において周波数等は、次により表示する。

#### (1) 周波数

各基幹放送局に使用させることのできる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)

##### ア 中波放送

531kHz から 1602kHz までの 9kHz 間隔の周波数

##### イ 超短波放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 87 号)によるものを除く。))

76.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数

##### ウ テレビジョン放送

(ア)～(ウ) (略)

#### (2) 送信場所

(1)に規定する周波数の電波を送信することができる場所(衛星系の基幹放送については、対地静止衛星軌道上の経度)。ただし、特に必要と認められる場合は、この計画と異なる場所を個別に定めることができるものとする。

#### (3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力。

3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、4 から 11 までに規定するものを除き、第 2 から第 7 までに定めるとおりとする。

4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、(4)の中継局(コミュニティ放送を行うものを除く。)の周波数については、76.1MHz から 89.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数の中から選定するものとする。

#### (1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局

(2) 中波放送の放送対象地域において外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局(離島を放送区域とするものに限る。)(5(3)に掲げるものを除く。)

(3) 国内放送を行う短波放送の放送対象地域において建築物や地形的原因で生じる遮へい又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局

(4) 超短波放送を行う中継局((2)及び(3)に掲げるものを除く。)

(5) (略)

5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局(以下「補完中継局」という。)のうち第4の3に定める周波数を使用するもの以外のもの(以下「その他の補完中継局」という。)の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。

(1) 中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするその他の補完中継局

90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数

ただし、当該周波数を割り当てることができず、災害対策のために真に必要な場合に限り、76.1MHz から 90.0MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数を使用させることができる。

(2) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするその他の補完中継局

90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数

(3) 外国波による混信対策又は地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策若しくは地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)を開設目的とするその他の補完中継局

76.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数

6～12 (略)

第2・第3 (略)

第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1・2 (略)

3 基幹放送事業者の放送(補完中継局による放送に限る。)

この周波数の使用は、中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策、建築物による遮へいによる電界強度の低下若しくは電気雑音の影響等の要因による受信障害対策又は外国波による混信対策を目的として開設する場合に限るものとする。

(1) 広域放送

中波放送の放送対象地域	中波放送の親局の送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数 (MHz)
関東広域圏	東京	東京	90.5
			91.6
			93.0

中京広域圏	名古屋	名古屋	92.9
			93.7
近畿広域圏	大阪	大阪	90.6
			91.9
			93.3

(注1) 中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、上表に掲げる補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。

(注2) 平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数について、削除するものとする。

## (2) 県域放送

中波放送の放送対象地域	中波放送の親局の送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数 (MHz)
北海道	札幌	札幌	90.4
			91.5
青森県	青森	青森	91.7
岩手県	盛岡	盛岡	90.6
宮城県	仙台	仙台	93.5
秋田県	秋田	秋田	90.1
山形県	山形	山形	92.4
福島県	福島	福島	90.8
茨城県	水戸	水戸	94.6
栃木県	宇都宮	宇都宮	94.1
神奈川県	横浜	横浜	92.4
新潟県	新潟	新潟	92.7
富山県	富山	富山	90.2
石川県	金沢	金沢	94.0
福井県	福井	福井	94.6
山梨県	甲府	甲府	90.9
長野県	長野	長野	92.2
岐阜県	岐阜	岐阜	90.4
静岡県	静岡	静岡	93.9
滋賀県・京都府	京都	大津又は京都	94.9
兵庫県	神戸	神戸	91.1
和歌山県	和歌山	和歌山	94.2

鳥取県・島根県	米子	鳥取又は松江	92.2
岡山県	岡山	岡山	91.4
広島県	広島	広島	94.6
山口県	周南	周南	92.3
徳島県	徳島	徳島	93.0
香川県	高松	高松	90.3
愛媛県	松山	松山	91.7
高知県	高知	高知	90.8
福岡県	福岡	福岡	90.2 91.0
佐賀県・長崎県	長崎	佐賀又は長崎	92.6
熊本県	熊本	熊本	91.4
大分県	大分	大分	93.3
宮崎県	宮崎	宮崎	90.4
鹿児島県	鹿児島	鹿児島	92.8
沖縄県	那覇	那覇	92.1 93.1

(注1) 中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。

(注2) 平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数について、削除するものとする。

第5～第7 (略)

## ○電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号)

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア (略)

イ 法第6条第2項第3号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合にあっては事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が、補完中継局を整備する場合にあっては当該設備に要する費用負担が免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来すものではないことが、具体的、かつ、適切に記載されていること。

(9)～(12) (略)

(13) 法第6条第7項第4号に定める基幹放送局(地上基幹放送に係るものであって、施行規則第6条の4各号に規定するものを除く。)の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合」に該当する場合には、放送局根本基準第10条の規定に基づき別添6の比較審査基準により比較審査を行う。

(14) (略)

別添6(第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 テレビジョン放送

1～5 (略)

第2 ラジオ放送(超短波放送を行う中継局による放送を除く。)

1～4 (略)

第3 ラジオ放送(超短波放送を行う中継局による放送に限る。)

免許を受けるべき申請の順位は以下の順とし、同順位となった2以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、開設の必要性、周波数利用の効率性、難聴解消世帯数その他の放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 補完中継局以外の中継局

(2) 補完中継局

## 別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

### 第1（略）

### 第2 地上基幹放送局

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）

（略）

(1)～(8)（略）

2 超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。）

（略）

(1)～(5)（略）

(6) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第1の4(2)に定める中継局である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、空中線電力は、平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上電界強度の値を定める件）に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(7) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定する補完中継局（以下「補完中継局」という。）である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかの対策を目的としているものであること（ただし、(エ)については、基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定するその他の補完中継局に限る。）。

(ア) 中波放送の放送局の送信設備及び中継回線設備（以下「送信設備等」という。）が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策（以下「災害対策」という。）

(イ) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策（以下「都市型難聴対策」という。）

(ウ) 外国波による混信対策（以下「外国波混信対策」という。）

(エ) 地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。）（以下「地理的・地形的難聴対策」という。）

イ 災害対策を目的とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 送信設備等の設置場所が次のいずれかの地域に該当している場合であって、自然災害等により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いと認められるものであること。

A 都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域

B 河川敷内又は水防法（昭和24年法律第193号）に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）であって、洪水による被害が想定されているもの

C 送信設備等が設置された敷地内に活断層があることが判明している地

域

- D 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であって、土砂災害による被害が想定されているもの
  - E 都道府県又は市区町村が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域
  - F AからEまでに掲げるもののほか、法令又は条例等に基づき都道府県又は市区町村が特定した自然災害により送信設備等が大きな被害を受ける可能性が高い地域(当該都道府県又は市町村と放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信設備等に係る災害対策の補完中継局等の必要性が盛り込まれている場合に限る。)
- (イ) 中波放送の放送対象地域の沿岸の大部分において都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等により大規模な津波等の被害が発生する可能性が高く、災害対策を行う必要性があると認められるものであること。
- ウ 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を目的とする場合にあっては、中波放送の放送区域において、平成23年総務省告示第284号(中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件)に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等により中波放送の聴取が困難と判断される地点(平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)第3項第3号の表3の項(3)の受信状況の評価が2以下である地点)が、継続的かつ原則として1キロメートル四方(受信障害対策中継局の場合にあっては、250メートル四方)のメッシュ単位で一定程度の連続性をもって地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。
- エ 空中線電力
- 空中線電力の選定は、次の基準により行う。
- (ア) 申請局が使用する周波数が基幹放送用周波数使用計画第4の3に定めるものの場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
    - A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏の場合にあっては愛知県、近畿広域圏の場合にあっては大阪府)を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者(日本放送協会(茨城県を除く。))及び放送大学学園を除く。)の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。
    - B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区域(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏の場合にあっては愛知県、近畿広域圏の場合にあっては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあっては中波



放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域)のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

- (イ) その他の補完中継局である場合にあつては、原則100W以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

オ 他の無線局等への混信妨害等

- (ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。
- (イ) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害及び超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を適切に実施していること。
- (ウ) マルチメディア放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第4章第1節に定める放送を行うものに限る。)又は超短波放送の基幹放送局を開設しようとする者と相互変調等による超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を協力して適切に実施していること。

○総務省告示第百八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の四第八号の規定に基づき、同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（同条第三号及び第五号から第七号までに掲げるもの並びに基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）第四の四に定める周波数を使用する補完中継局を除く。）であつて公示する期間内に申請することを要するものの送信設備の設置場所、周波数及び空中線電力を次のように定める。

平成二十六年五月十九日

総務大臣 新藤 義孝

送信設備の設置場所		周波数	線中電力
北海道	函館市、留萌市、芦別市、名寄市、久遠郡、岩内郡岩内町、空知郡中富良野町、紋別郡遠軽町、紋別郡滝上町、浦河郡及び河東郡皆更町	85MHz以上 88MHz以下	20W超
岩手県	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、奥州市、岩手郡、紫波郡、和賀郡及び胆沢郡		
宮城県	気仙沼市		
秋田県	大館市		
山形県	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、		

	南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡及び最上郡
福島県	いわき市
茨城県	つくばみらい市及び猿島郡
群馬県	藤岡市
埼玉県	熊谷市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市及び吉川市
千葉県	勝浦市、鴨川市、八街市及び印西市
神奈川県	南足柄市
石川県	小松市、加賀市、白山市、野々市市及び能美郡
福井県	小浜市、あわら市及び坂井市
山梨県	上野原市、南都留郡及び北都留郡
長野県	飯田市及び茅野市
岐阜県	高山市、中津川市及び郡上市
静岡県	浜松市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡、駿東郡、榛原郡及び智智郡
三重県	尾鷲市及び伊賀市
滋賀県	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、び野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡及び

	犬上郡
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、乙訓郡、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、豊中市、吹田市、泉佐野市、大野市、富田、高田、市能
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、枚方市、松原市、高山市、阪南市、和泉市、藤井市、泉南、郡、市、寝屋川市、河内郡、門田、長野市、摂津市、狭山市、八尾市、藤井市、泉南、郡、市、泉北、郡、泉南、郡、及
兵庫県	神戸市、川辺郡、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田
奈良県	奈良市、大和高田市、和歌山市、天理市、橿原市、山辺郡、桜井市、五條市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡、吉野郡
和歌山県	橋本市、紀の川市、岩出市及び伊都郡
広島県	広島市、安芸郡及び山県郡、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田
山口県	下関市、萩市、岩国市、柳井市、大島郡及び玖珂郡
愛媛県	新居浜市及び西宇和郡
高知県	高知市、安芸市、南国市、土佐市、香南市、香美市、安芸郡、土佐郡、吾川郡及び高岡郡
福岡県	八女市、三潴郡及び八女郡

佐賀県	三養基郡	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	枕崎市	
沖縄県	宮古島市及び島尻郡	
北海道	小樽市	85MHz以上 89.9MHz以下
青森県	むつ市	20W超
岩手県	西磐井郡	
宮城県	栗原市	
山形県	東置賜郡	
福島県	南相馬市	
茨城県	上浦市、取手市、古河市、牛久市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、守谷市、筑西、笠西、土間市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、鹿嶋市、川口市、潮市、神栖市、常陸市、方、鉾、田、美玉市、東茨城郡、稲敷郡、及び北相馬郡	
栃木県	栃木市、市、那須市、烏山、日光市、小山市、真岡市、那須塩原市、及び谷	
群馬県	前橋市、郡、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、北群馬郡、多野郡、佐波郡及び邑楽郡	



兵庫県	洲本市、高砂市、南あわじ市、淡路市及び加古郡		
鳥取県	鳥取市、倉吉市、境港市、岩美郡、東伯郡及び西伯郡		
島根県	松江市		
岡山県	笠岡市		
福岡県	福岡市、久留米市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市及び三井郡、糟屋郡、朝倉郡及び三井郡		
熊本県	水俣市		
鹿児島県	鹿屋市、奄美市及び大島郡		
北海道	札幌市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、砂川市、空知郡南幌町、北広島市、石狩市、夕張郡、積丹郡、古平郡、余川郡、空知郡南幌町、北広島市、石狩市、夕張郡、積丹郡、古上川郡及び沙流郡、白老郡、勇払郡、安部町、勇払郡及び上川町及び沙流郡	86MHz以上 89.9MHz以下	20W超
青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡及び下北郡		
岩手県	下閉伊郡		
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、亘理市、登米市、東川郡、黒川郡、加美郡、遠田郡及び牡鹿郡		
秋田県	湯沢市		

山形県	鶴岡市
福島県	会津若松市、相馬市、伊達市、伊達郡及び相馬郡
栃木県	那須郡
埼玉県	南埼玉郡
千葉県	旭市
神奈川県	横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市及び逗子市
新潟県	上越市
富山県	富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、中新川郡及び下新川郡
石川県	七尾市及び鹿島郡
福井県	大野市
山梨県	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、山梨中央市、西八代郡、南巨摩郡及び中巨摩郡
長野県	諏訪郡
岐阜県	多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、安可児市、山県市、美濃穂市、海津市、養老郡、不破郡、八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、刈谷市、



	額田郡、豊田市、豊明市、長久手市、西尾市、大府市、瀬尾市、尾道市及び三次市 額田郡、豊田市、豊明市、長久手市、西尾市、大府市、瀬尾市、尾道市及び三次市
三重県	津市、桑名市、亀山市、桑名郡、員弁郡及び三重郡
広島県	呉市、尾道市及び三次市
山口県	宇部市、山口市、防府市、下松市、光市、周南市及び熊毛郡
徳島県	徳島市、鳴門市、勝浦郡、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡及び三好郡
香川県	東かがわ市
愛媛県	宇和島市及び大洲市
高知県	土佐清水市
福岡県	飯塚市、豊前市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡及び築上郡
長崎県	長崎市、島原市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡、東彼杵郡及び南松浦郡
熊本県	人吉市及び天草郡
大分県	佐伯市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市及び東国東郡
鹿児島県	鹿児島市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、南九州市、始良市、始良郡及び肝属郡

沖縄県	八重山郡		
北海道	深川市、雨竜郡妹背牛町、雨竜郡雨竜町及び増毛郡	88MHz以上 89.9MHz以下	20W超
岩手県	九戸郡		
宮城県	本吉郡		
秋田県	能代市		
福島県	南会津郡		
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、蒲原郡、見附市、南蒲原郡、燕市、妙高市、五泉市、佐渡市、北蒲原郡、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡、中魚沼郡、刈羽郡及び岩船		
岐阜県	岐阜市		
愛知県	半田市及び安城市		
三重県	松阪市、多気郡及び度会郡		
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、小野市及び揖保郡		
鳥取県	日野郡		
島根県	浜田市		
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、勝田郡及び加賀郡		

広島県	福山市		
徳島県	海部郡		
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、小豆郡及び仲多度郡		
愛媛県	南宇和郡		
高知県	室戸市		
長崎県	諫早市、大村市及び対馬市		
熊本県	天草市		
大分県	大分市、別府市、日田市及び速見郡		
宮崎県	西臼杵郡		
鹿児島県	曾於市、いちき串木野市、南さつま市、鹿児島郡、薩摩郡及び曾於郡		
全国		90MHz以上 94.9MHz以下	20W超

## 5 參考資料

# FM補完中継局に割当可能な周波数

現行FM帯域 (76-90MHz)

V-Low帯域 (90-108MHz)

県域FM放送

コミュニティFM放送

## 「FM補完中継局」

- ・外国波混信対策
- ・地理的・地形的難聴対策

### ・災害対策 ※

※ 90-95MHzの周波数が  
使用できず真に必要な場合に限る

## 「FM補完中継局」

- ・外国波混信対策
- ・地理的・地形的難聴対策
- ・都市型難聴対策
- ・災害対策

76MHz

90MHz

95MHz

FM補完中継局に割当可能な周波数

# FM補完中継局の導入のための制度整備の概要

## 1. 開設目的

## 2. 周波数

## 3. 空中線電力

## 4. 経理的基礎

## 5. 混信妨害対応

## 6. 公示制度

## 7. 安全・信頼性基準

### 基幹放送用周波数使用計画

- ・FM補完中継局の開設目的を規定
  - ① 災害対策
  - ② 難聴対策(都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策)
- ① 既存のFM帯(~90MHz)  
② V-Low帯(90~95MHz) } の割当てを具体化
- ① 難聴解消等に必要最小  
② 当該地域の県域FMの値を上限 } とする旨規定

### 電波法関係審査基準

- ① 災害対策の必要性  
(放送設備が災害によって損壊すること)
  - ② 難聴対策の必要性  
(放送区域内に難聴地域があること)
- } について規定
- ・空中線高が県域FMより高い場合には減力する旨規定
  - ・経理的基礎の確実性について規定  
(FM補完中継局の整備計画を確実に実行できること)
  - ・混信妨害対応について規定  
(放送区域の重なる県域FM局と調整すること等)

### 電波法施行規則

- 公示制度の対象となる放送局を告示で定める旨規定  
(告示の内容)  
空中線電力:20W超(主たるFM補完中継局を除く)  
周波数: 85.0~94.9MHz (85.0~89.9MHzは地域ごとに異なる)  
※再免許を除く

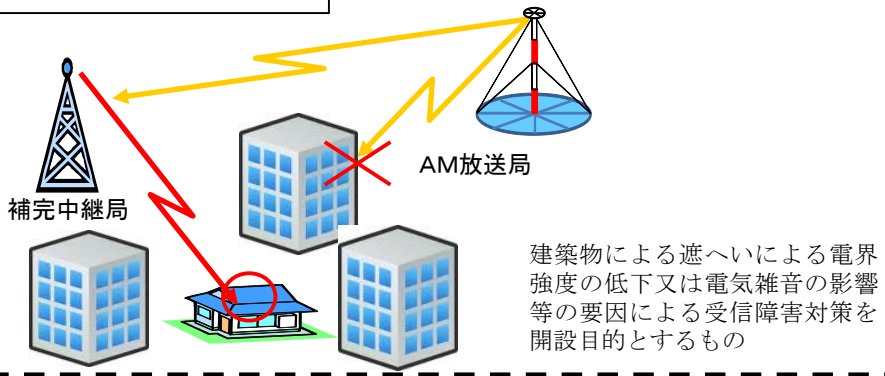
### 放送法施行規則

- FM補完中継局に適用される安全信頼性基準を規定
  - ① 主たるFM補完中継局…県域FM局の親局と同じ基準
  - ② その他のFM補完中継局…県域FM局の中継局と同じ基準

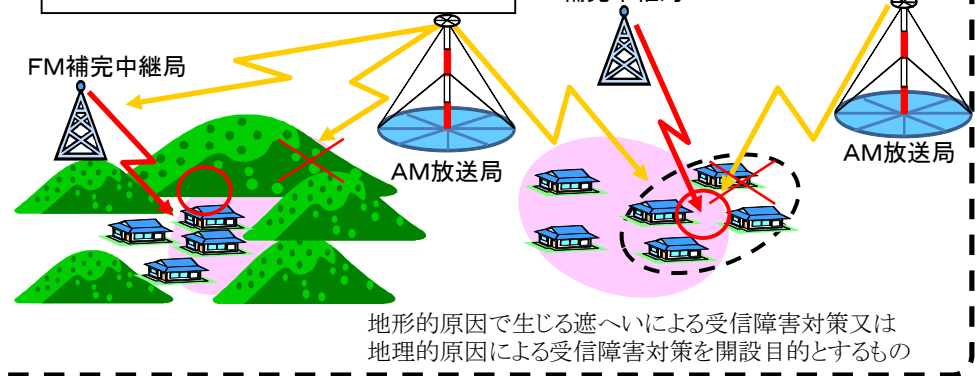
# AMラジオ放送のFM補完中継局に対する支援策について

FM補完中継局の整備等を推進するため、以下ア・イの支援策を実施中。  
 ア「民放ラジオ難聴解消支援事業」【電波利用料財源】(平成26年度当初予算から予算措置。下図①②③が対象。)  
 イ「放送ネットワーク整備支援事業」【一般財源】(平成25年度補正予算から予算措置。下図④が対象。)

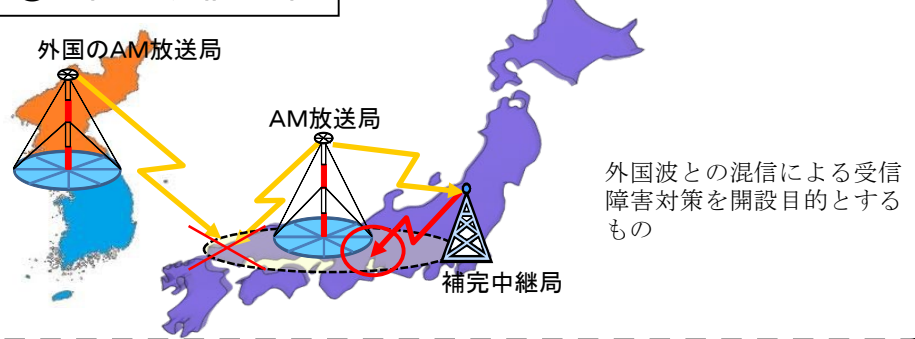
## ①都市型難聴対策



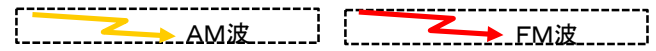
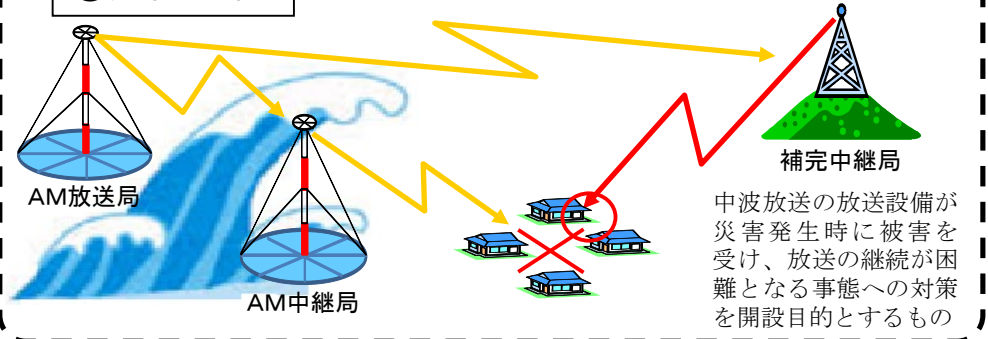
## ③地理的・地形的難聴対策



## ②外国波混信対策



## ④災害対策



# 難聴の主な探索方法について

## ①屋外での調査



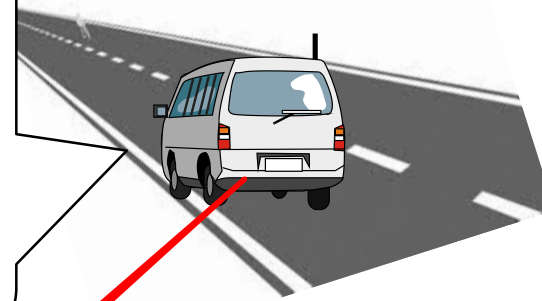
- ✓ ビル等の建築物等により遮へいされた地域等で電界強度測定、主観評価を実施。
- ✓ 法定電界強度未満※1又は主観評価「2」以下※2の状態か確認。



## ②走行しながらの調査



- ✓ 自動車に積んだ測定機により走行しながら測定し、法定電界強度未満となっている地域を確認。

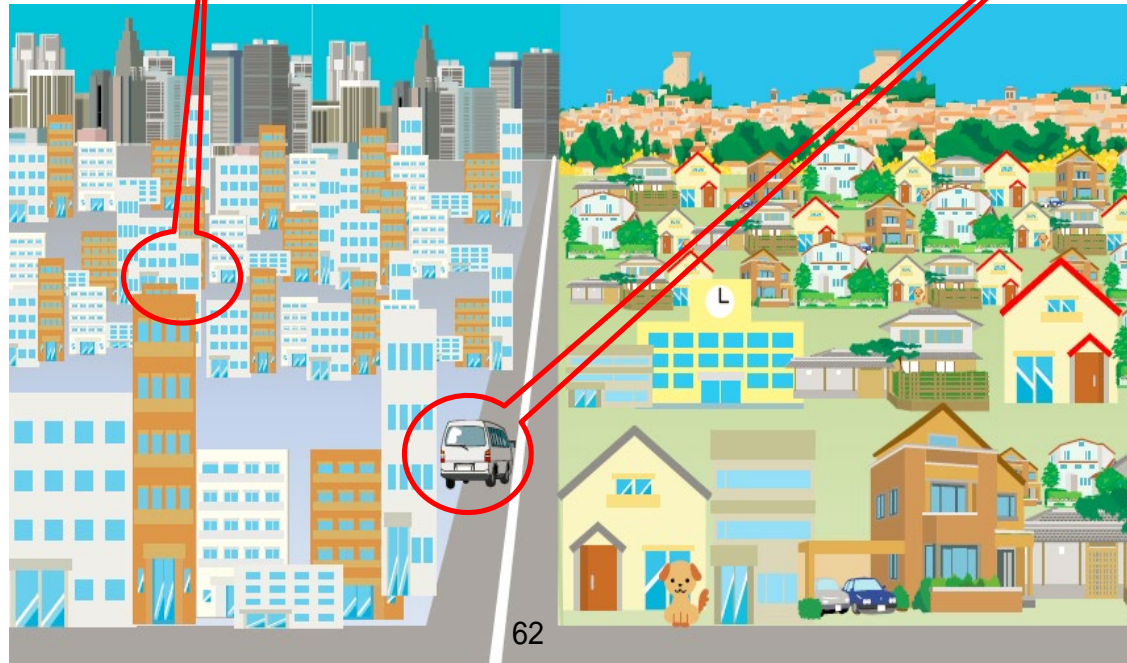


※1 法定電界強度  
市区町村単位で規定  
(例)

東京都中央区	10以上
三鷹市、武蔵野市	5以上
※ 単位	ミリボルト毎メートル

※2 主観評価(5段階)

- 5 極めて良好に受信可能
- 4 雑音／混信が小さく良好受信が可能
- 3 多少の雑音／混信で実用可能
- 2 受信はできるが、実用にならない
- 1 受信不能で全く実用にならない



○ 上記①及び②の調査の結果、難聴地域が「1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在」する放送区域図を作成し、免許申請書に添付。  
(括弧内は、電波法関係審査基準より抜粋)



## 6 問い合わせ先一覧

## < 6 問い合わせ先一覧 >

- 北海道総合通信局  
〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
情報通信部放送課 011-709-2311 (内) 4665
- 東北総合通信局  
〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎  
放送部放送課 022-221-0671
- 関東総合通信局  
〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1 九段第3合同庁舎  
放送部放送課 03-6238-1705
- 信越総合通信局  
〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎  
情報通信部放送課 026-234-9939
- 北陸総合通信局  
〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎  
情報通信部放送課 076-233-4492
- 東海総合通信局  
〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館  
放送部放送課 052-971-9148
- 近畿総合通信局  
〒540-8795 大阪府中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館  
放送部放送課 06-6942-8568
- 中国総合通信局  
〒730-8795 広島市中区東白島町19-36  
放送部放送課 082-222-3384
- 四国総合通信局  
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4  
情報通信部放送課 089-936-5037
- 九州総合通信局  
〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎  
放送部放送課 096-326-7307
- 沖縄総合通信事務所  
〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区5階  
情報通信課 098-865-2307
- ☆ 総務省情報流通行政局地上放送課  
〒100-8926 千代田区霞が関2丁目1の2 中央合同庁舎2号館  
03-5253-5793